

加古川市緊急通報システム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態における高齢者等の安全の確保と不安を解消するとともに、近隣協力者をはじめとする地域住民の理解により地域社会に共同と連携の輪を確立することによって高齢者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、在宅の高齢者等が専用機器により行う急病、事故等の緊急通報及び健康相談に対し、適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーターが随時対応し、必要に応じて地域で組織された支援協力体制により速やかに援助を行うシステムをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、加古川市とする。

2 この事業の運営は、その全部又は一部を委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有し、在宅において生活する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (2) 高齢者夫婦世帯又は高齢者世帯（介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護3、4若しくは5の認定を受けた高齢者又はこれに準じる高齢者がいる世帯に限る。）に属する者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

(申請及び決定)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報システム利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「利用者」という。）を緊急通報システム登録者台帳に登録するものとする。

(機器の貸与)

第6条 市長は、利用者に対し、機器を速やかに貸与するものとする。

(機器の管理)

第7条 利用者は、善良な管理者の義務をもって、貸与された機器を使用しなければなら

ない。

- 2 利用者は、貸与された機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、利用者に故意又は重大な過失があると認めるときは、原状回復に要する費用を負担させることができる。

(費用負担)

第8条 利用者は、機器の設置料として、別表に定める額を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機器の再設置を行う場合等、特別の事情がある場合には、利用者は設置料の負担を要しない。

(届出義務)

第9条 申請者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに緊急通報システム変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所、氏名、電話番号
- (2) 利用者の身体の状況(病名、主治医等)
- (3) 緊急連絡先(近隣協力者、親族)の住所、氏名、電話番号

(廃止及び取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システムの利用を廃止し、又は取り消すものとする。

- (1) 第4条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 施設等に入所又は入院したとき。(短期的なものを除く。)
 - (3) 利用の取消しを申し出たとき。
 - (4) その他市長が必要でないとしたとき。
- 2 市長は、前項の廃止又は取消しをしたときは、緊急通報システム利用廃止(取消)通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。
 - 3 前項の通知を受けた者は、速やかに貸与された機器を返還しなければならない。

(近隣協力者)

第11条 利用者は、近隣協力者を3名確保するものとする。ただし、3名を確保することが困難な事情がある場合は、この限りでない。

- 2 近隣協力者は、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 次条に規定する受信センターと緊密な連携のもとに、利用者の安否確認を行うこと。
 - (2) 前号の確認結果について、次条に規定する受信センター及び必要な関係機関へ連絡すること。
 - (3) その他この事業の目的を達成するために必要な活動
- 3 近隣協力者は、この事業により知り得た利用者の個人情報第三者に漏らしてはならない。

(受信センター)

第12条 緊急通報システムの運営のために、専門的知識を有するオペレーターを配置し、通報に対して常時対応する受信センターを置く。

2 受信センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談連絡及び緊急通報の受信及び対応に関すること。
- (2) 近隣協力者への連絡及び消防への通報に関すること。
- (3) 出動員（近隣協力者に代わり、前条第2項各号に規定する活動を行う者をいう。）を活用した利用者宅への駆けつけ及び現地確認に関すること。
- (4) 利用者宅への定期的な安否確認及び相談支援に関すること。
- (5) 通報内容の記録に関すること。
- (6) 受信センターの機器の管理に関すること。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、受信センターその他関係機関と密接な連携及び協力関係を保ち、この事業の円滑な推進を図るものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に利用している緊急通報システム及びその利用者は、当該システムの機器を新たなシステムの機器に切り替えるまでの間のこの要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第8条関係）

利用者世帯の区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定により生活保護の受給決定を受けている者（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。）で構成されている世帯	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税の世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	2,400円
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	4,800円
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	7,200円
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	9,600円
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	12,000円

（注）この表における前年所得税課税年額は、1月から6月までの間に申請があった場合は、前々年の所得税課税年額とする。